

新型コロナウイルス感染症対策にジェンダー平等の視点を

立憲民主党 政務調査会長	逢坂 誠二
国民民主党 政務調査会長	泉 健太
社会保障を立て直す国民会議 政調会長	重徳 和彦
社民党 政策審議会長	吉川 元
立憲民主党 ジェンダー平等推進本部長	大河原 雅子
国民民主党 男女共同参画推進本部長	徳永 エリ
社民党 厚生労働部会	福島 みづほ

新型コロナウイルス感染症の拡大による社会的・経済的影响は、女性たちに、より深刻なダメージを及ぼしている。日本の働く女性は、男性に比べて非正規雇用が多く、男女間賃金格差も大きい。家事や育児は女性の仕事という性別役割分担意識も根強いため、突然の一斉休校要請は、主として働く母親にしわ寄せが及んでいる。休校による食費等の支出増と、外出自粛、シフト、勤務時間の短縮により、子育て世代の収入が減少し、とりわけ、ひとり親家庭への影響は深刻である。また、妊娠中の労働者は、通勤時や職場での感染が懸念されるにもかかわらず、対応が遅れている。

経済状態の悪化や自宅待機などにより、家庭内暴力（DV）や児童虐待の悪化、件数の増加が懸念されている。また、親から暴力を振るわれる、性的虐待を受けるなど、家にいることがリスクになる少女たち、家に居場所がなく宿泊費もない少女たちに付け込む斡旋業者や加害者による性搾取や性犯罪も懸念される。

緊急事態宣言が発令され、危機にあっては、見落とされがちな層こそ、ダメージが深刻になりかねない。ひとり親、障がいのある女性、単身高齢女性、外国人女性などへの影響を予測し、先手を打って回避できるよう施策を講じていかねばならない。

1. きめ細やかな現金給付の実施

- 性別による賃金格差や雇用形態の違いを意識し、ひとり親等ダメージを受けやすい層に配慮した現金給付を行うこと。
- 子育て世帯への臨時特別給付金（児童手当の1万円上乗せ）は、休校等による支出増に見合う金額ではないため、児童手当、児童扶養手当のさらなる臨時の引き上げを求めるとともに、支給時期は現行制度を見直し、毎月支給とすること。
- 児童手当の対象年齢を18歳まで引き上げること。
- 高校生等奨学給付金の募集時期を前倒し、支給時期を早めること。

2. 世帯単位ではなく個人単位での支援策の実施

- 給付金等の支給にあたっては、世帯主への給付ではなく、柔軟に対応すること。特に、DV防止法による保護命令が発令された被害者、DVの相談証明がある被害者、住民基本台帳等の閲覧制限の措置を行政が講じている被害者からの申し出があった場合は、被害者が世帯主でなくても給付されるように配慮を行うこと。

3. 労働環境の悪化防止・母子保健対策の強化

- 医療や看護、介護に従事する女性たちの感染拡大防止や、給与を含む待遇の悪化防止に努めること。妊娠中の医療従事者等が、希望すれば休めるようにするなど、適切な配慮を行うこと。また、医療従事者等とその家族が、感染の危険性が高いという偏見から、深刻な差別にさらされているため、是正の取り組みを行うこと。
- 妊婦と胎児の安全を守るため、テレワークや時差通勤、休暇制度の活用など、事業主の安全配慮義務を徹底すること。公務職場においても徹底されるよう、人事院、総務省から通達を発出すること。
- パート、派遣、有期契約など多様な働き方をしている人も含めて、妊娠中の労働者への適切な配慮がなされ、妊娠を理由に解雇されることがないよう、取組を促進すること。
- 不妊治療を希望する者が治療を受けられるよう、配慮を要請すること。特定不妊治療費助成制度の年齢上限については、感染拡大が収束するまで延長することも検討すること。
- パパ・ママ学級の中止に伴う妊娠・出産・育児の準備に関する個別ケアの実施や、電話相談、オンライン相談等の支援を行うこと。
- 妊婦に対し、急な帰省分娩の検討を避けるよう、日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会から要請が出されているが、緊急事態宣言対象地域の受け入れが不足していることから、広域的に分娩施設を確保すること。

4. DV、児童虐待、性被害への対応拡充

- 24時間体制にするなど相談窓口の拡充を行うとともに、DVシェルターや子ども、若年女性を保護する施設の増加を図ること。民間支援団体の協力を得て、SNSなどを利用した相談体制を構築すること。
- 法テラス等で行われている法律相談についても、SNSなどの活用を図ること。
- 緊急事態宣言下においても支援につながる体制を整備すること。自治体や民間支援団体等の相談窓口を閉鎖しないこと。
- 一時保護期間について、状況を踏まえて柔軟に延長できるよう対応すること。
- DVシェルター等の利用者やスタッフが罹患した場合、加害者に場所を知られてしまうおそれがあることから、自治体からの発表や報道内容に配慮すること。

5. 単身高齢女性への支援

- ひとり暮らしの高齢女性に正しい情報と支援が行き渡るよう、施策を講じること。

6. 障がいのある女性への支援

- 障がいのある女性に対する複合的な差別の防止のための必要な措置を講じること。

7. 外国人女性への支援

- 外国人女性に対する多言語での情報提供や相談窓口への接続に努めること。